

保健医療福祉センター等の概要

	保健医療福祉C	キッズプラザ	合計
設置根拠	地方自治法第244条	児童福祉法第35条	
土地面積	3,195㎡	1,675㎡	4,870㎡
駐車台数	27台	0台	
建物	本館(RC)3階 電気室(RC)1階	園舎(RC)2階	
建築年	S52年	S55年	
延床面積	本館 2,559.0㎡ 電気室 97.0㎡	園舎 1,160.6㎡	3,816.6㎡
耐震診断	済	済	
耐震改修	未実施	未実施	
耐震工事	不要	不要	

位置付け

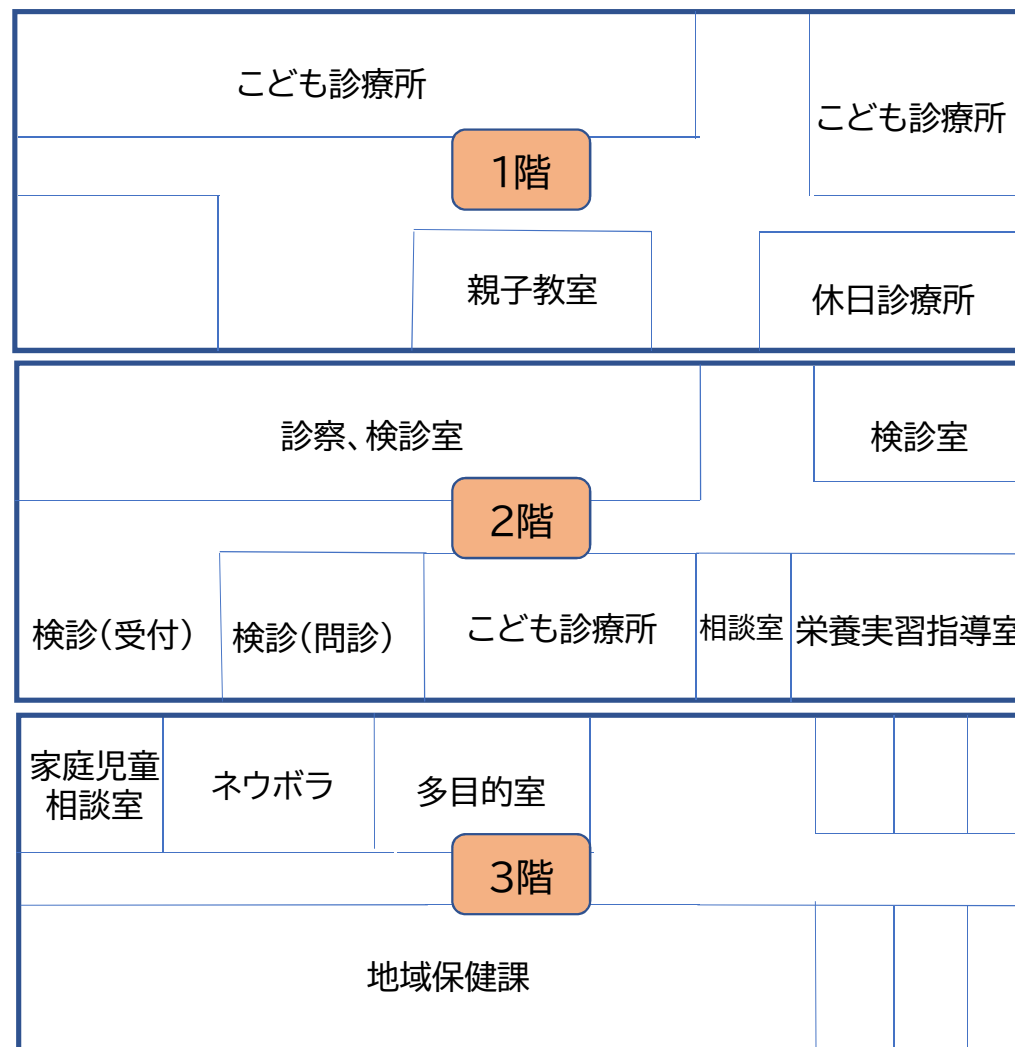
地域保健法第18条

- ①市町村は、市町村保健センターを設置することができる。
- ②市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(厚労省)

・身近で利用頻度の高い保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は、適切に市町保健センター等の保健活動の拠点を整備すること。

保健医療福祉センター現況図



保健医療福祉センターの機能について

センター機能	床面積	現状
こども診療所	440㎡	現在休止中。感染症対策の観点から平日の市役所利用者と診療所利用者の動線分離が必須となり、庁舎への統合は難しい。
親子教室	95㎡	週4回午前中開催 24人/回
休日診療所	60㎡	利用状況 R2:324件、R1:1,341件
地域保健課	180㎡	【来庁が必要な手続き】 市外での予防接種の手続き、償還払い
(健診会場)	380㎡	【乳幼児健診】 4ヵ月 第2.3木曜 9時～12時 歯科教室:第1水曜 13時～16時
(発達相談室)	25㎡	1歳10ヵ月 第2.3火曜 13時～17時 3歳6ヵ月 第2.4水曜 13時～17時 フォロー健診 第1金曜 13時～17時(30組) 発達検査・相談 半日20回/月
(栄養実習指導室)	65㎡	【成人検診】 集団検診(がん検診・特定健診・40歳未満健診等)年20回程度
(多目的研修室)	70㎡	【その他】 教室(離乳食教室、両親教室、シニア大学等)、各種相談等
ネウボラ	70㎡	妊娠届・母子手帳の交付、転入時の受診券交換、相談、各種イベント等
家庭児童相談室	45㎡	来室、訪問等による相談
合計	1,430㎡	*ただし、廊下・トイレ・その他(1,130㎡)は除く

約40組/回

保健医療福祉センターの今後について(案)

【センター機能を庁舎に統合】

【メリット】

- 手続き・相談が集約され、市民の利便性が向上
- 職員の業務効率UPと部署間連携が向上
- 今後想定されるセンターの改修費用が不要

【課題】

- こども診療所および休日診療所の移転が困難(特に平日の来庁者との動線分離が困難)
- キッズプラザ等の検討が必要
- 健康危機対策等で、長期間の緊急使用ができる施設の確保

【参考1:現状のまま、センター機能を保持、存置】

【メリット】

- 整備や移転に係る費用が発生しない
- これまでどおりの利用が可能

【課題】

- 施設の老朽化に伴い、改修費用が必要(約4億3千万円(国試算単価))
- オンライン化等により来庁者は減少するが、対面の必要な相談等の窓口は本庁舎と分散したまま

【参考2:センター機能を市民会館5階へ移転】

【メリット】

- 本庁舎と近接することで業務効率が向上
- 既存ストックを有効活用

【課題】

- エレベーターが狭く、ベビーカーなどが入りづらい
- 診療所や休日診療所は入居が困難(一般利用者との動線分離が困難)
- キッズプラザ等の検討が必要
- 執務室と乳幼児健診等を同じ階で実施する場合の防音対策